

社会福祉法人姫路潮会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路潮会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、交通費の実費が報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期、支給方法は、下記のとおりとする。

- (1) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 交通費の実費が次の報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 10,000 円
上記以外の地域	日額 15,000 円

(源泉所得税控除後の金額)

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 30,000 円
上記以外の地域	日額 35,000 円

(源泉所得税控除後の金額)

(3) 監事が、行政監査に出席した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 20,000 円
-----------------	-------------